

○北上市行政手続における個人番号の利用等条例

平成27年12月18日

条例第33号

改正 平成28年6月30日条例第22号

平成29年10月6日条例第12号

平成30年3月29日条例第8号

平成30年12月21日条例第30号

令和2年9月29日条例第21号

令和3年3月26日条例第3号

令和3年9月28日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例12・令3条例30・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市長は、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとし、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める個人番号を利用できる事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平29条例12・令3条例30・一部改正)

(補則)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第22号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第12号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第21号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令2条例21・一部改正）

機関		事務
1	市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2	教育委員会	特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
3	同上	児童生徒就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの
4	同上	幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの
5	同上	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの
6	同上	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（平28条例22・平30条例8・平30条例30・令3条例3・一部改正）

機関		事務	特定個人情報
1	市長	子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2	削除		
3	削除		
4	削除		
5	市長	在宅老人に対する生活費援助事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	削除		
7	削除		
8	市長	社会福祉法人利用者負担軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9	同上	家族介護用品支給事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10	同上	高齢者バス等運賃助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11	削除		
12	市長	在宅重度障害者に係る家族介護慰労手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13	同上	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
14	同上	難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
15	同上	小児慢性特定疾病児童日常生活用具購	地方税関係情報、生活保

	入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--------------------------	--

別表第3（第5条関係）

（令2条例21・一部改正）

情報照会機関		事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2	教育委員会	特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3	同上	児童生徒就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの	同上	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4	同上	幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの	同上	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	同上	保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって規則で定めるもの	同上	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		の		
6	同上	子ども・子育て支援法に 基づく地域子ども・子育て 支援事業の実施に関 する事務であって規則 で定めるもの	同上	地方税関係情報、住民票 関係情報又は生活保護関 係情報であって規則で定 めるもの